日常生活用具給付種目一覧

名称に◎が付いているものは介護保険給付が優先です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| 特殊寝台◎ | １　下肢または体幹機能障害２級以上の障害者等２　寝たきりの状態にある難病患者等 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | ８年 | 154,000円 |
| 特殊マット◎ | １　下肢または体幹機能障害１級であって、常時介護を必要とする障害者等２　寝たきりの状態にある難病患者等 | じょくそうの防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの | ５年 | 19,600円 |
| 特殊尿器◎ | １　下肢または体幹機能障害１級であって、常時介護を必要とする障害者等２　自力で排尿できない難病患者等 | 尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 67,000円 |
| 入浴担架◎ | 下肢または体幹機能障害２級以上であって、入浴に介助を必要とする障害者等 | 障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | ５年 | 82,400円 |
| 体位変換器◎ | １　下肢または体幹機能障害２級以上であって、下着交換等の介助を必要とする障害者等２　寝たきりの状態にある難病患者等 | 介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | ５年 | 15,000円 |
| 移動用リフト◎ | １　下肢または体幹機能障害２級以上の障害者等２　下肢または体幹機能に障害を有する難病患者等 | 介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。 | ４年 | 159,000円 |
| 訓練いす | 下肢または体幹機能障害２級以上であって、原則として３歳以上の障害児 | 原則として附属のテーブルを付けるものとする。 | ５年 | 33,100円 |
| 訓練用ベット | １　下肢または体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢以上の障害児２　下肢または体幹機能に障害を有する難病患者等 | 腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの | ８年 | 159,200円 |
| 入浴補助用具◎ | １　下肢または体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする障害者等２　入浴に介助を必要とする難病患者等 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 90,000円 |
| 便器◎ | １　下肢または体幹機能障害２級以上の障害者等２　常時介護を必要とする難病患者等 | 障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができるもの）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 4,450円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| Ｔ字状・棒状のつえ | 下肢または体幹機能障害６級以上の障害者等 | １　外装はニスで塗装され、十分な強度を有する木製のもの２　軽金属製のもの | ３年 | １　2,266円２　3,090円 |
| 頭部保護帽 | 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害を有する障害者等またはてんかんの発作等により頻繁に転倒する重度若しくは最重度の知的障害若しくは精神障害を有する障害者等 | ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できるもの１　スポンジ、革が主材料２　スポンジ、革、プラスチックが主材料 | ３年 | １　12,768円２　30,870円 |
| 移動・移乗支援用具◎ | １　平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等に介助を必要とする障害者等２　下肢が不自由な難病患者等 | 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえた手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く | ８年 | 60,000円 |
| 特殊便器◎ | １　上肢障害２級以上の障害者等２　上肢機能に障害を有する難病患者等 | 足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 151,200円 |
| トイレチェアー◎ | 頚（けい）髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない障害者等 | 椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの | ― | 81,000円 |
| 車いす用段差昇降機◎ | 常時車いすを使用する障害者等 | 地面と屋内床面の高低差が１メートル程度の場合であって、車いすに乗ったままの状態で昇降が可能なもの | ― | 260,000円 |
| 火災警報機 | 身体障害者等級３級以上の身体障害、重度若しくは最重度の知的障害または精神障害を有する障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | ８年 | 15,500円 |
| 自動消火器 | 身体障害者等級２級以上の身体障害、重度若しくは最重度の知的障害または精神障害を有する障害者等及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの | ８年 | 28,700円 |
| 電磁調理器 | 視覚障害２級以上の障害者等（視覚障害者２級以上の障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者及び視覚障害児(以下「視覚障害者等」という。)が容易に使用し得るもの | ６年 | 41,000円 |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害２級以上の障害者等 | 視覚障害者等が容易に使用し得るもの | １０年 | 7,000円 |
| 視覚障害者用誘導装置 | 音声による誘導を必要とする視覚障害者等 | 音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの | ― | 56,000円 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害２級の障害者等（聴覚障害者及び聴覚障害児（以下「聴覚障害者等」という。）のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | １０年 | 87,400円 |
| 携帯用信号装置 | 視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない聴覚障害者等 | 送信機と受信機を１組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの | ― | 18,000円 |
| 透析液加温器 | 腎臓機能障害３級以上で、自己連続携行式腹膜灌（かん）流法（ＣＡＰＤ）による人工透析療法を行う障害者等 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | ５年 | 51,500円 |
| ネブライザー | １　呼吸器機能障害３級以上の障害者等２　音声機能若しくは言語機能の障害、そしゃく機能の障害又は肢体不自由を有し、喀痰が困難なため日常生活上必要と認められる障害者等３　呼吸器機能に障害を有する難病患者等 | 障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 36,000円 |
| 電気式たん吸引器 | １　呼吸器機能障害３級以上の障害者等２　音声機能若しくは言語機能の障害、そしゃく機能の障害又は肢体不自由を有し、喀痰が困難なため日常生活上必要と認められる障害者等３　呼吸器機能に障害を有する難病患者等 | 障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 56,400円 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う障害者等 | 障害者等が容易に使用し得るもの | １０年 | 17,000円 |
| 視覚障害者用体温計（音声式） | 視覚障害２級以上の障害者等（視覚障害者２級以上の障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 9,000円 |
| 視覚障害者用体重計 | 視覚障害２級以上の障害者等（視覚障害者２級以上の障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 18,000円 |
| 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは言語機能障害または肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する障害者等 | 携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 98,800円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| 情報・通信支援用具 | 重度の視覚障害または上肢機能障害を有する障害者等 | 情報機器（ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ）の周辺機器やソフト等で障害者等が容易に使用し得るもの１　視覚障害ア　視覚障害者用ワープロアプリケーションソフトイ　画面拡大ソフトウ　画面音声化ソフト２　上肢不自由ア　インテリキーイ　ジョイスティック | ― | 100,000円 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴 覚障害2級）の重複障害者等 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの | 6年 |  383,500円 |
| 点字器 | 主に、点字で情報を入手している視覚障害者等 | １　標準型ア　32マス18行、両面書真鍮（ちゅう）板製イ　32マス18行、両面書プラスチック製２　携帯用ア　32マス４行、片面書アルミニウム製イ　32マス12行、片面書プラスチック製 | 標準型７年携帯用５年 | １　標準型ア　10,712円イ　16,798円２　携帯用ア　17,416円イ　11,699円 |
| 点字タイプライター | 視覚障害２級以上であって、本人が就労若しくは就学をしているかまたは就労が見込まれる障害者等 | 視覚障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 |  63,100円 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害２級以上の障害者等 | １　音声等により操作ボタンを知覚し、または認識することができ、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの２　音声等により操作ボタンを知覚し、または認識することができ、かつ、ＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの | ６年 | １　85,000円２　35,000円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| 視覚障害者用活字文書等読上げ装置 | 視覚障害２級以上の障害者等 | １　文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの２　取り付けたＩＣタグからその物品等の名称を音声により再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの | ６年 | １　99,800円２　59,800円 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者等 | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの | ８年 | 198,000円 |
| 視覚障害者用時計 | 視覚障害２級以上の障害者等。ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な障害者等を原則とする。 | 視覚障害者等が容易に使用し得るもの | １０年 | 触読時計10,300円音声時計13,300円 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者等 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 71,100円 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者等 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの | ６年 | 88,900円 |
| 文字放送ラジオ | 文字による情報を必要とする聴覚障害者等 | ＦＭ文字多重放送の受信が可能なもの | ― | 23,000円 |
| 人工喉（こう）頭 | 喉（こう）頭を摘出した音声言語障害を有する障害者等 | １　笛式呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの２　電動式顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 笛式４年電動式５年 | 笛式5,150円電動式72,203円 |
| 点字図書 | 主に、点字により情報を入手している視覚障害者等 | 点字により作成された図書（月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。） | ― | 点字図書価格 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| ストーマ装具等 | １　ストーマ装具ストーマ造設者のうち、ぼうこうまたは直腸機能障害の障害者等 | １　ストーマ装具ア　消化器系低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋でラテックス製またはプラスチックフィルム製のものイ　尿路系低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付のラテックス製またはプラスチックフィルム製のもの | ― | １ ストーマ装具ア　消化器系月8,858円イ　尿路系月11,639円 |
| ２　紙おむつ等 | ２ 紙おむつ及び尿取りパッド | ― | ２　紙おむつ等月12,000円 |
| ア　治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない障害者等、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害を有する障害者等及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する障害者等であって、紙おむつ等の用具類を必要とするものイ　脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な障害者等であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの |  |  |  |
| 収尿器 | 排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じている障害者等 | １　男性用（採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもので、ラテックス製またはゴム製のもの）ア　普通型イ　簡易型２　女性用ア　普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するもの）イ　簡易型（ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの） | ― | １　男性用ア　7,931円イ　5,871円２　女性用ア　8,755円イ　6,077円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象障害者等 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修）◎ | １　下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）により障害等級３級以上の障害者等（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の障害者等）２　下肢または体幹機能に障害を有する難病患者等 | 障害者等の移動等を円滑にする用具のうち、次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの１　手すりの取付け２　段差の解消３　滑り防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更４　引き戸等の扉の取替え５　洋式便器等への便器の取替え６　その他１から５までの住宅改修に付帯して市長が必要と認める住宅改修 | ― | 200,000円 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器 | 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの | ― | 157,500円 |

備考１　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

２　聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

３　ストーマ装具等の給付については、入院者及び施設入所者も対象とする。

４　点字図書の給付については、対象障害者等１人につき、年間６タイトルまたは24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

５　点字図書の給付については、市長が別に定めるところによる。

６　居宅生活動作補助用具（住宅改修）の給付については、家主の承諾を必要とする。